

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公表番号】特表2002-535097(P2002-535097A)

【公表日】平成14年10月22日(2002.10.22)

【出願番号】特願2000-595729(P2000-595729)

【国際特許分類】

A 61 M 25/00 (2006.01)

A 61 M 25/01 (2006.01)

【F I】

A 61 M 25/00 4 1 0 D

A 61 M 25/00 4 5 0 D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年1月26日(2007.1.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】螺旋状巻回コイル部材を備えてなり該螺旋状巻回コイル部材上に膨張可能コーティングを有しているガイドワイヤを、支持するように適合されたカテーテルであって、

基端部と先端部これら基端部および先端部間にわたって延在する軸方向内腔とを有するとともに前記基端部と前記先端部とが前記軸方向内腔を通して流体連通されている、全体的チューブ状構造と；

前記先端部に配置されかつ前記軸方向内腔と流体連通された膨張可能バルーンと；

前記軸方向内腔に形成された縮径部と；

を具備してなり、

前記ガイドワイヤの前記螺旋状巻回コイル部材および前記膨張可能コーティングと相互作用を起こすことによって前記ガイドワイヤと前記全体的チューブ状構造との間に流体密封シールをもたらす膨張シールを、前記縮径部が形成していることを特徴とするカテーテル。

【請求項2】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記縮径部が、前記バルーン内の領域に配置されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項3】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記縮径部が、前記バルーンの先端側に配置されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項4】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記縮径部が、前記ガイドワイヤの前記膨張可能コーティングとの相互作用性を向上させる比較的ソフトな材料から形成されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項5】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記チューブ状構造内に一体的に形成されている少なくとも1つの放射線不透明マークーを、さらに具備することを特徴とするカテーテル。

【請求項6】請求項1記載のカテーテルにおいて、

前記バルーンが、ChronoPrene(登録商標)およびKraton(登録商標)からなるグループの中から選択された、イソブレンまたはその派生物から形成されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項7】ガイドワイヤを支持するように適合されたカテーテルであって、

基端部と先端部とこれら基端部および先端部間にわたって延在する軸方向内腔とを有するとともに前記基端部と前記先端部とが前記軸方向内腔を通して流体連通されている、全体的チューブ状構造と；

該全体的チューブ状構造内に一体的に形成された1つまたは複数のマーカーバンドと；
前記先端部に配置されかつ前記軸方向内腔と流体連通された膨張可能バルーンと；

前記ガイドワイヤに対してのシールをもたらすことによって前記バルーン内に流体を保持するための流体密封シールを形成し前記バルーンの膨張を引き起こすための、膨張シールと；

を具備していることを特徴とするカテーテル。

【請求項8】 請求項6記載のカテーテルにおいて、

前記膨張シールが、前記バルーン内の領域に配置されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項9】 請求項6記載のカテーテルにおいて、

前記膨張シールが、前記バルーンの先端側に配置されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項10】 請求項6記載のカテーテルにおいて、

前記膨張シールが、前記ガイドワイヤの螺旋状巻回コイル部材および膨張可能コーティングと相互作用するように適合された比較的ソフトな材料から形成されていることを特徴とするカテーテル。

【請求項11】 請求項6記載のカテーテルにおいて、

前記バルーンが、ChronoPrene(登録商標)およびKraton(登録商標)からなるグループの中から選択された、イソブレンまたはその派生物から形成されていることを特徴とするカテーテル。